

学会誌ジャーナル化に関するパブリックコメントのお願い

2007年2月

代表幹事 武川正吾

幹事会では、従来からの学会誌改革の一環として、学会誌のジャーナル化について議論してまいりました。その結果、第4回幹事会において、学会誌のジャーナル化移行に関する決定を行いました。このことは、『社会政策学会 Newsletter』2006-2008 年 No.3(通巻49号)及び「学会ホームページ」における記事(「学会誌のジャーナル化に向けて」)においてお知らせしたとおりです。この記事のなかでは、幹事会の下に置かれた作業委員会(小笠原幹事, 居神幹事, 所幹事, 湯澤幹事, 清山玲会員)がジャーナル化に向けた規定類の改正案を作成し、これらを幹事会での議論をへて会員へのパブリックコメントに付すことを予告いたしました。

このたび作業委員会の報告がまとまり、第7回幹事会での審議を了えましたので、下記の要領で、ジャーナル化に関するパブリックコメントを実施いたします。

記

- 意見の募集期間 2007年3月31日まで
- 意見の提出方法 電子メールまたは郵送
 - 電子メールの場合
 - 送付先 sssp2006@hotmail.co.jp
 - メールのタイトルにパブリックコメントと明記してください
 - 郵送の場合
 - 送付先 社会政策学会本部(113-0033 文京区本郷7-3-1 東京大学大学院人文社会系研究科 社会学研究室 武川正吾気付)
- パブリックコメントに付される文書
 1. 社会政策学会誌の趣旨と刊行形態
 2. 社会政策学会誌編集規程
 3. 社会政策学会編集委員会規程
 4. 社会政策学会誌査読指針
 5. 社会政策学会誌投稿規定なお、第4回幹事会で決定されたジャーナル化の基本方針(上記記事および議事録を参照してください)についてもご意見をお寄せください。
- パブリックコメントの扱い
 - どのような意見が寄せられているかについては、締め切り前であっても、なるべくウェブ上で公開するようにします。
 - 以上の文書のうち1~3は、会則第20条の定める「その他重要事項」に相当する案件として、2007年5月の総会で議決に付されます。幹事会は、このパブリックコメント期間中に寄せられた意見を参考にしながら、必要な変更

を施し、2007年4月以降、総会に提案する内容を決定します。

また4と5は、1～3が総会で承認された後に幹事会において決定すべき事項ですが、ことがらの重要性に鑑み、今回はとくにパブリックコメントに付すことにいたしました。寄せられた意見は、総会後の幹事会での決定の際の参考にさせていただきます。

- ジャーナルの名称について

新たに刊行されるジャーナルの名称について、現在、幹事会のなかでは意見が一致するにいたっておらず、『社会政策』『社会政策学』『社会政策学会誌』という三つの案が存在しています。今回のパブリックコメントでは、上記三つに限らず、学会誌の名称（及び英語表記）についての提案もお寄せください。学会誌の名称が決まるまでの当分の間は、社会政策学会誌という表現を、カギ括弧を付けずに一般名称として用いることにいたします。したがって以下の文書でも社会政策学会誌という暫定的表現を用いていますが、これは新しいジャーナルの名前が『社会政策学会誌』であるということを意味していません。

以上

1. 社会政策学会誌の趣旨と刊行形態

- (1) 社会政策学会誌の刊行は、年1巻4号を目指しつつ、当面は、年間3号を目処に堅実に立ち上げることとする。
- (2) 社会政策学会誌は、社会政策学会員による研究の最前線を発信し、研究の不断の進展を図るとともに、多様な研究領域からの実証的な実態分析と科学的な理論の構築を通じて、現代社会における社会政策の発展に資することを目的として刊行される。ただし、非学会員による研究発表であっても本学会ならびに学会誌の公式の企画に関連する研究成果である場合には、招待論文として積極的に掲載する。
- (3) 社会政策学会誌は、社会政策学会員に対し、自由な学術研究の成果を公開するための機会を幅広く公正に提供することを旨とし、研究論文ならびに研究ノートについて自由投稿・査読の手続きを保証する。他方で、学会員相互の積極的な知的交流や時機に適った情報提供を目的に、研究動向紹介、政策動向紹介、資料解題、書評、書評リプライ、学会情報（部会活動に関する情報を含む）などの各欄を設けるものとする。
- (4) 学会として、重要な理論的・政策的課題について公開の問題提起を行なうために、特集ならびに企画ものの誌面を積極的に設けることとする。
- (5) 社会政策学会誌への自由投稿論文については、会員の相互主義の精神ならびに誠実かつ教育的な姿勢にたった査読を実施する。査読は、論文に対する評価を客観的に行い、コメントや修正を通じて研究水準を高める目的で実施されるものである。査読は、投稿者と査読者との間で直接的に学術論争を行うためのものではなく、社会政策学会誌に掲載される論文を基に学会員全体での議論が活性化していくことを期する目的で行われる。
- (6) 社会政策学会誌の版型、体裁、総頁数、誌面構成、編集方針などについては、予算の枠組みや販売促進政策などを考慮して、新たに選出される社会政策学会誌編集委員会において検討される。

2 社会政策学会誌編集規程

1. 名称

本誌は、社会政策学会の学会誌『未定』と称する。本誌の英語表記は **Japanese Journal of Social Policy** (略称：JJSP) とする。

2. 目的

本誌は、社会政策学会員による研究の最前線を発信し、研究の不断の進展を図るとともに、実証的な実態分析と科学的な理論の構築を通じて、現代社会における社会政策の発展に資することを目的として刊行される。非学会員による研究発表であっても本学会ならびに学会誌の公式の企画に関連する研究成果である場合には、本目的に適うものとして、招待論文とすることができる。

3. 編集

本誌の編集は、学会誌編集委員会規程に基づき学会誌編集委員会（以下、編集委員会）が行うものとする。原稿の掲載は、本規程の2. の趣旨に基づき、編集委員会の決定によるものとする。

4. 投稿資格

本誌に投稿を希望する者は、投稿時点で学会員資格を得ていなければならない。共同執筆論文の場合は、代表執筆者が学会員であることを要する。

5. 発行

本誌は、1年1巻とし、4号に分けて発行することを原則とする。巻号表記には通巻通号数を併記するものとする。特集号その他の特別号の刊行にあたっての通号の取り扱いは、編集委員会が決定するものとする。

6. 内容

本誌に、研究論文、研究ノート、研究動向紹介、政策動向紹介、資料解題、書評、書評リプライ、学会情報などの各欄を設けるものとする。

7. 執筆要領

原稿は、投稿論文であるか招待論文であるかにかかわらず、執筆要領に従って執筆されるものとする。

8. 著作権

本誌に掲載された著作物の著作権は社会政策学会に属する。

9. 事務局

本誌の編集事務局は、編集委員会に置く。

付則 1. この規程は、2007年5月 日より施行する。

3 社会政策学会誌編集委員会規程

1. 設置

社会政策学会誌の編集を所掌する編集委員会（以下、編集委員会）を常置するものとする。

2. 構成

編集委員会は、委員長、副委員長、委員によって構成されるものとする。

2. 委員長は学会幹事会において選任された学会誌編集担当幹事があたるものとする。

3. 副委員長は委員の互選により選任するものとする。

4. 委員会の構成は委員長を含め7名以内とする。

5. 委員は、専門分野を考慮して学会幹事会の議に基づき代表幹事が委嘱する。

3. 役割

編集委員会は、社会政策学会誌の発行に関し、編集方針の決定、査読専門委員との連絡調整、掲載原稿の決定、刊行、疑義・不服への対応、投稿状況に関する情報開示など、編集方針ならびに編集体制に役割を負うものとする。

2. 編集委員は、編集委員会の決定と編集委員長の統括のもとに、学会誌の編集ならびに刊行に必要な役割を分担するものとする。

4. 任期

委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5. 査読専門委員の委嘱

社会政策学会誌編集規程の6. に掲げる各欄のうち研究論文ならびに研究ノートについて、投稿論文の査読審査のため、編集委員会の下に査読専門委員を置く。

2. 査読専門委員は、編集委員会の議にもとづき、代表幹事が委嘱する。査読専門委員には英文査読専門委員を含むものとする。

3. 編集委員会は、特定の論文を審査するために臨時に査読委員を委嘱することができる。

4. 査読専門委員は、所定の手続きにしたがって審査を行い、指定された期限までに編集委員長に審査報告書を提出する。

5. 査読専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6. 編集委員会は、査読専門委員からの審査報告書に基づき、掲載の採否、修正等の取り扱いを決定する。

6. 疑義・不服の手続き

編集委員会は、論文等の投稿者から査読の内容もしくは採否の決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合には、可及的速やかに申し立て者に回答しなければならない。

7. 編集委員・査読専門委員協議会

編集委員長は、大会時に、編集委員・査読専門委員協議会を招集し、査読審査に関わる基本事項を協議するものとする。

- 付則
1. 本規程は、2007年5月 日より施行する。
 2. 編集委員ならびに査読専門委員の氏名は公開を原則とする。ただし、5. の3. に基づき委嘱される臨時の査読委員はこの限りではない。
 3. 本規程5. の4. に基づく査読審査の手続きは、編集委員会が別途定める社会政策学会誌査読指針に従って実施されるものとする。

4 社会政策学会誌査読指針

1. 査読実施の目的

社会政策学会誌編集委員会規程の5. に定める査読は、論文に対する評価を客観的に行い、コメントや修正を通じて研究水準を高める目的で実施されるものである。したがって、査読専門委員には、査読にあたり誠実かつ教育的な姿勢が求められている。また、査読は、投稿者と査読専門委員との間で直接的に学術論争を行うためのものではなく、学会誌に掲載された論文を基に学会員全体での議論が活性化していくことを期する目的で行われるものである。

2. 複数査読の原則

査読は、1本の対象論文につき、必ず複数の査読専門委員によって匿名で実施されるものとする。

3. 審査報告書の構成

(1) 査読の結果を編集委員会に報告するための審査報告書は次の3種類から成る。

①「項目別評価報告書」(以下の4.)

事前に設定された共通評価項目についての評価の記載されたもの

②「記述報告書」(以下の5.)

査読専門委員のコメントの記載されたもの

③「掲載評価報告書」(以下の6.)

審査した論文の掲載可否についての評価の記載されたもの

(2) 審査報告書は、査読専門委員名を匿名とした上で、投稿者に開示されることに留意して作成すること。

4. 項目別評価報告書

(1) 評価項目

<内容面>

① 明確な研究目的

論文に研究目的が明確に述べられているか確認する。

② 研究目的に適合した研究方法

研究目的を達成するのに適切な研究方法が用いられているか、またそれが明記されているかを確認する。

③ 先行研究の十分な検討

投稿された論文のテーマに関して、適切かつ十分な数の先行研究がレビューされているかを確認する。

④ 論理の一貫性

論文を通じて一貫した論理展開になっているか確認する。

⑤ 結論の妥当性

論文で検討された内容に則して妥当な結論が導き出されているか、また、それが明確に示されているかを確認する。

<学術面>

⑥ 新しい知見の存在

先行研究と比較して、「新たな知見」が見出されているか、また、それが明記されているかを確認する。ただし、研究ノートについては、仮説としての萌芽性・独創性に焦点をあてることとする。

<形式面>

⑦執筆要領との整合性

執筆要領で指示された字数制限、形式の表記などが守られているか確認する。

⑧表現の明確性・妥当性

文章上の表現や用語の使い方は適切か確認する。

⑨表題（タイトル）の適切性

論文のタイトルが論文の内容に適切なものか確認する。

⑩研究倫理上の問題・人権等への配慮

調査対象者・協力者からの合意、プライバシーの侵害、個人情報の保護、名誉毀損などに関して問題がないか確認する。

⑪引用の適切性・引用文献等の明記

先行研究について適切な方法で引用・参照が行われているか確認する。

(2) 評価方法

上記項目について、A（適切）、B（修正・明確化の必要あり）、C（不適切）のいずれかの評価を行う

5. 記述報告書（コメント）

(1) 記述項目

①総評・掲載評価に関する理由

論文全体としての評価すべき点や問題点について述べる。

②修正意見

問題のある箇所およびそれをどのように修正すべきかを具体的に指摘する。

(2) 評価方法

上記項目について、記述の方法による。

6. 掲載評価報告書

4段階による評価を行う

A： 学術的に優れており、掲載を可とする。

B-1： 小幅な手直しが必要であり、指摘した箇所が修正されれば、再査読を経ずにそのまま掲載可とする。

B-2： 大幅な手直しが必要であり、再査読を経て改善が確認されれば掲載可とする。再査読においてさらに改善のための修正を求めることがある。

C： 掲載不可とする。

7. 審査結果と掲載決定

(1) 評価の取り扱い

複数の査読専門委員から提出された「掲載評価報告書」の評価は次のように取り扱うこととする。

① 複数の評価が一致している場合

一致した評価にそって掲載の可否ないし再査読の実施を決定するものとする

② 評価の相違が、C を含まない1段階である場合

下位の評価を優先させるものとする。下位の評価が B-2 の場合には、その評価を付した査読専門委員による再査読を実施するものとする

③ 評価の相違が、C を含む1段階である場合

編集委員会による第三査読を実施し、その評価に基づき掲載不可または再査読の実施を決定するものとする

④ 評価の相違が2段階以上である場合

編集委員会による第三査読を実施し、次項(2)の原則に則り、掲載の可否または再査読の実施を決定するものとする

(2) 編集委員会による再査読の結果の取り扱い

① 編集委員会は、前項(1)の④の規定に基づき第三査読を実施する場合、その「評価記載報告書」において、査読専門委員の付した評価を下回る評価を付すことはできない。

② 前号①の第三査読による評価が、査読専門委員が付した複数の評価の中間の段階となった場合、3つの評価の中から上位2つの評価の結果に基づき、掲載の可否または再査読の実施を決定するものとする。この場合の再査読の実施については、B-2 評価を付した査読専門委員または編集委員が担当するものとする

8. 再査読による評価

(1) 再査読においては、初回査読時に付されたコメントの趣旨と内容にそって改善の確認を行うものとする。

(2) 再査読の結果、初回査読時に付されたコメントに対する改善が不十分である場合には、再査読者がそれを求める場合に限り、再々の修正ならびに査読まで実施することができる

9. 論文修正の期間

査読専門委員ないし第三査読の編集委員によって論文修正の評価が行われた場合、編集委員会は論文修正・再提出までの期限を投稿者に明示しなければならない。投稿者は、指定された期限までに、論文の修正を行い再提出しなければならない。

付則 1. 本指針は、2007年5月 日より施行する。

2. 投稿論文の受領から掲載までの手続きは、学会誌編集委員会が別途定める社会政策学会誌投稿受領から掲載までの流れに従うこととする。

社会政策学会誌査読報告書 様式

I. 項目別評価報告書

*必ず A か B かいずれかに○をつけてください

評価項目	評価
①明確な研究目的	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)
②研究目的に適合した研究方法	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)
③先行研究の十分な検討	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)
④論理の一貫性	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)
⑤結論の妥当性	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)
⑥新しい知見の存在	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)
⑦表現の明確性・妥当性	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)
⑧表題 (タイトル) の適切性	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)
⑨執筆要綱に適合した表記・図表の体裁	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)
⑩研究倫理上の問題・人権等への配慮	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)
⑪引用の適切性・引用文献等の明記	A (適切) B (修正・明確化の必要あり) C (不適切)

II. 記述報告書 (コメント)

- ①総評・掲載評価に関する理由
- ②不適切箇所の指摘および修正意見

III. 掲載評価報告書

いずれかに○

- A : 学術的に優れており、掲載を可とする。
- B-1 : 小幅な手直しが必要であり、指摘した箇所が修正されれば、再査読を経ずにそのまま掲載可とする。
- B-2 : 大幅な手直しが必要であり、再査読を経て改善が確認されれば掲載可とする。再査読においてさらに**改善のための**修正を求めることがある。
- C : 掲載不可とする。

(必要があれば) 編集委員会へのコメント・要望等

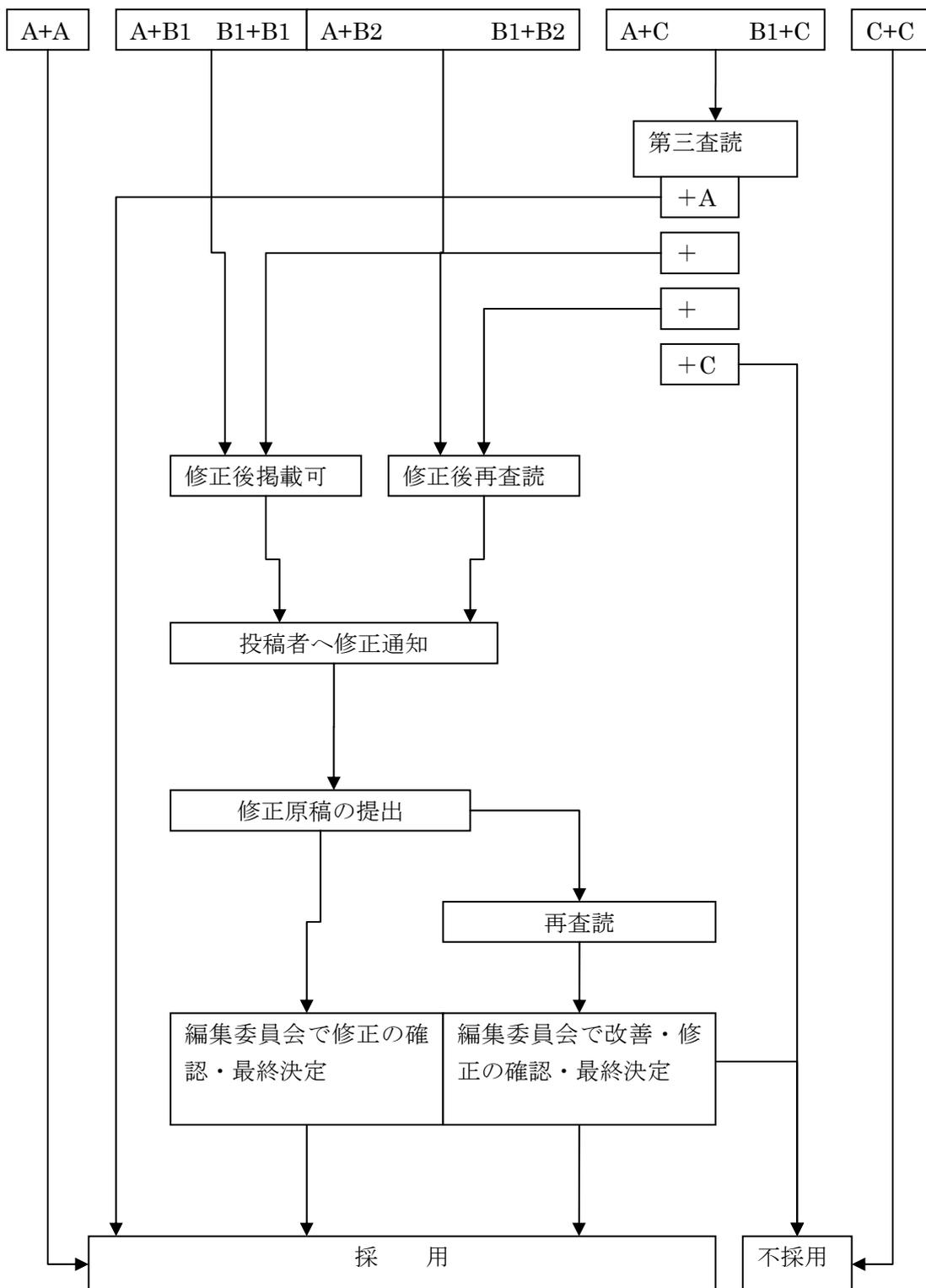
社会政策学会誌投稿受領から掲載までの流れ

以下は、社会政策学会誌の各号編集の流れを示したものである。編集工程の運営は、編集委員会の決定に基づき編集長が統括するものとする。編集手続きについて、著作権やプライバシーの保護ならびに査読の匿名性の遵守という原則を踏まえつつ、迅速化・簡素化を推進するため、編集委員会が決定した場合には、電子メールの手段をもって郵送ならびに会議開催に代えることができる。

1. 編集の工程

- ①投稿論文の受領
- ②編集委員会の開催・審査を担当する査読専門委員の選任
- ③査読の依頼（編集長による）
 - < 発送文書 >
査読依頼文書、査読報告書一式（①項目別評価報告書・②記述報告書・③掲載評価報告書）、査読指針
 - < 査読の辞退の場合 >
直ちに査読専門委員を選任し、依頼する。
- ⑤査読報告書一式の受領
- ⑥編集委員会の開催・査読結果の検討
- ⑦投稿者への修正通知
- ⑧修正原稿の提出
- ⑨再査読
- ⑩編集委員会の開催・最終決定

編集の流れ図解



5 社会政策学会誌投稿規程

1. 本誌の投稿者は、社会政策学会誌編集規程（以下、編集規程）4. に基づき、投稿時点で学会員資格を得ていなければならない。共同執筆論文の場合は、代表執筆者が学会員であることを要する。
2. 本誌への自由投稿原稿のジャンルは、編集規程6. に掲げる各欄のうち、社会政策学に関する研究論文、研究ノート、研究動向紹介、政策動向紹介、資料解題とする。このうち、研究論文ならびに研究ノートについては査読専門委員による審査を実施する。
3. 投稿者は、投稿原稿についての専門分野を、下記の専門分野コードの中から選択しなければならない。複数の専門分野コードを選択してもよい。
 1. 労使関係・労働経済
 2. 社会保障・社会福祉
 3. 労働史・労働運動史
 4. ジェンダー・女性
 5. 生活・家族
 6. その他
4. 投稿原稿の使用言語は日本語とする。
5. 投稿原稿の執筆は、別途定める社会政策学会研究倫理指針の内容をふまえたものでなければならない。社会政策学会研究倫理指針を逸脱していると学会誌編集委員会が判断する原稿については、受理されないことがある。
6. 投稿原稿の採否は、社会政策学会誌投稿受領から掲載までの流れに基づき学会誌編集委員会が決定する。
7. 投稿にあたっては、別途定める執筆要項に従って原稿を作成し、審査用原稿コピー4部、およびフロッピーディスクを添付する。
8. 投稿する原稿は未発表のものに限る。当該投稿論文と重複のあるテーマ、同一データ・事例・資料等を用いて執筆した既発表論文、もしくは投稿中の論文がある場合は、投稿時に添付しなければならない。
9. 投稿原稿は、1編ごとに完結したものと扱い審査に付すため、表題に「1報・2報」「上・下」「Ⅰ・Ⅱ」等をつけない。
10. 執筆要項に定められた字数等の制限を超えた場合には、受理できない。
11. 投稿された原稿およびフロッピーディスクは原則として返却せず、2年間保存のうえ廃棄するものとする。
12. 著者による校正は、原則として初校のみとする。
13. 原稿が掲載された者には、1編につき別刷り30部を贈呈する。
14. 投稿の締切は、毎年4月末日、7月末日、10月末日、1月末日とし、当日の消印有効とする。
15. 本誌の編集委員会事務局は編集長が担当することとし、問い合わせおよび原稿の送付は、付則3. に定める編集長宛てとする。

- 付則 1. この規程は、2007年5月 日より施行する。
2. 投稿論文の審査手続きについて、著作権やプライバシーの保護ならびに査読の匿名性の遵守という原則を踏まえつつ、迅速化・簡素化を推進するため、学会誌編集委員会が決定した場合には、電子メールの手段をもって郵送に代えることが

できる。

3. 社会政策学会誌編集委員会事務局
編集委員長

〒 - 住所

Tel:

Fax:

E-mail: